

平成 18 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 ヤ フ ー 株 式 会 社 代表者の役職氏名 代表取締役社長 井上 雅博 (コード番号 4689 東証第一部) 問 い 合 わ せ 先 取締役管理本部長 梶川 朗 電 話 03-6440-6170

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月11日開催の取締役会において、平成18年6月22日開催予定の第11回 定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のと おりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に機動的な取締役会の運営を行うことができるよう、第23条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (2) 事業の拡大および当グループ子会社の増加に伴う監査業務の増加に備えるため、 監査役の員数を4名から5名に増員するものであります。
- (3) 会社法第427条第1項の規定に従い、社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、第34条(監査役の責任免除)に第2項を新設するものであります。
- (4) 会社法において株主総会開催地の制限が撤廃されたことから、招集地の規定を削除するものであります。
- (5) 株主に対する効率的かつ充実した情報の開示を行うことができるようにするため、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより株主に対して提供したものとみなすことができる旨を定めるものであります。
- (6) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。なお、会社法施行前における取締役及び監査役の責任についても取締役会の決議によって 免除することができるものといたします。
- (7) 商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字 句の修正を行うものであります。
- (8) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成18年6月22日(木曜日) 定款変更の効力発生日 平成18年6月22日(木曜日)

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

	(下線部分は変更箇所)
現行定款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(新設)	(機関)
(37142)	〜
	か、次の機関を置くものとする。
	<u>ガ、バの機関を置くものとする。</u> 1.取締役会
	2 . 監査役
	<u> </u>
	·· Δ <u>ΙΙ ΜΕΛ</u>
(公告の方法)	 (公告方法)
第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載	
してする。	<u> </u>
り 第2章 株式	 第2章 株式
│ │(発行する株式の総数)	│ │(発行可能株式総数)
第5条 当会社の発行する株式の総数は、24	
 1,600,000株とする。	<u></u> 600,000株とする。
(自己株式の取得)	 (自己 <u>の</u> 株式の取得)
第6条 当会社は、商法第211条ノ3第1項	第7条 当会社は、会社法第165条第2項の
第2号の規定により、取締役会の決議をもって	規定により、 <u>取締役会の決議によって市場取引</u>
 自己株式を <u>買受ける</u> ことができる。	 <u>等により</u> 自己 <u>の</u> 株式を <u>取得する</u> ことができる。
(新設)	(株券の発行)
	第8条 当会社は、株式に係る株券を発行する。
(端株の買増請求)	(削除)
第7条 当会社の端株主は、その端株と併せて	
1株となるべき端株を当会社に対して売渡すこ	
とを請求(以下「買増請求」という。)するこ	
<u>とができる。</u>	
-	

買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規則による。

(名義書換代理人)

第8条 当会社は、<u>株式および端株につき名義</u> 書換代理人を置く。

名義書換代理人およびその事務取扱場所は、 取締役会の決議によって選定する。

当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。) 端株原簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿、端株原簿および株券喪失登録簿への記載または記録、株券の不所持、株券の交付、端株の買取りおよび売渡し等、その他株式ならびに端株に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第9条 当会社の発行する株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿、端株原簿および株券喪失登録簿への記載または記録、株券の不所持、株券の交付、端株の買取りおよび売渡し等、その他株式ならびに端株に関する請求、届出の手続きならびに手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。

(基準日)

第10条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

前項のほか、必要があるときは、取締役会の 決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、 取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以 下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録 簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、 新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する 事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社 においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式および新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等ならびに手数料は、法令または定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

(削除)

終の株主名簿に記載または記録された株主もし くは登録質権者または同日最終の端株原簿に記 載または記録された端株主をもって、その権利 を行使すべき株主、登録質権者または端株主と する。

第3章 株主総会

(招集)

に、臨時株主総会は必要がある場合に随時、取|にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある 締役会の決議によって東京都各区内または神奈|場合に随時これを招集する。 川県横浜市においてこれを招集する。

(招集者および議長)

第12条 (省略)

(新設)

(決議)

第13条 株主総会の決議は、法令または定款 | 第15条 株主総会の決議は、法令または定款 に別段の定めがある場合のほか、出席した株主 の議決権の過半数をもって決する。

商法第343条に定める株主総会の決議は、 総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が一決権を行使することができる株主の議決権の3 出席し、その議決権の3分の2以上をもって決一分の1以上を有する株主が出席し、その議決権

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は毎年6月 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月

(招集者および議長)

第13条 (現行どおり)

(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および 連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監 査報告または監査報告を含む。) に記載または表 示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定め るところに従いインターネットを利用する方法 で開示することにより、株主に対して提供した ものとみなすことができる。

(決議の方法)

に別段の定めがある場合を除き、出席した議決 権を行使することができる株主の議決権の過半 数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議

する。

(議決権の代理行使)

第14条 当会社の議決権を有する他の株主を 代理人として、その議決権を行使することがで きる。この場合に株主または代理人は、総会ご とに代理権を証する書面を提出しなければなら ない。

(議事録)

第15条 株主総会の議事録には、議事の経過 の要領およびその結果を記載または記録し、議 長ならびに出席した取締役が記名押印または電 子署名する。

株主総会の議事録は、その原本を決議の日か ら10年間本店に備え置き、その謄本を5年間 支店に備え置く。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第16条 (省略)

(取締役の選任)

て総株主の議決権の3分の1以上を有する 株主が出席し、その議決権の過半数の決議によ って選任する。

(省略)

(取締役の任期)

第18条 取締役の任期は、その就任後2年以 内の最終の決算期に関する定時株主総会の 終結の時に満了する。

任期満了前に退任した取締役の補欠または増

の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他 の株主1名を代理人として、その議決権を行使 することができる。この場合、株主または代理 人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を 提出しなければならない。

(削除)

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第17条 (現行どおり)

(取締役の選任)

第17条 当会社の取締役は、株主総会におい 第18条 当会社の取締役は、株主総会におい て議決権を行使することができる株主の議決権 の3分の1以上を有する株主が出席し、その議 決権の過半数の決議をもって選任する。

(現行どおり)

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に 終了する事業年度のうち最終のものに関する定 時株主総会の終結の時に満了する。

任期満了前に退任した取締役の補欠または増 員により選任された取締役の任期は、前任者ま「員により選任された取締役の任期は、在任取締 たは他の在任取締役の任期と同一とする。

(役付取締役)

第19条 取締役会の決議をもって、取締役の 中から社長1名を選任し、必要に応じて会長1 名、専務取締役および常務取締役各若干名を選| 任することができる。

(代表取締役)

第20条 (省略)

社長のほか、取締役会の決議により、前条の 役付取締役の中から当会社を代表する取締役を一役付取締役の中から当会社を代表する取締役を 定めることができる。

(取締役会の招集および議長)

第21条 (省略)

(省略)

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、 出席取締役の過半数をもって決する。

(新設)

(取締役会の議事録)

第22条 取締役会の議事録には、議事の経過 の要領およびその結果を記載または記録し、議 長ならびに出席した取締役および監査役がこれ に記名押印または電子署名する。

取締役会の議事録は、決議の日から10年間 本店に備え置く。

(新設)

役の任期と同一とする。

(役付取締役)

第20条 取締役会の決議をもって、取締役の 中から社長1名を定め、必要に応じて会長1名、 専務取締役および常務取締役各若干名を定める ことができる。

(代表取締役)

第21条 (現行どおり)

社長のほか、取締役会の決議により、前条の 選定することができる。

(取締役会の招集および議長)

第22条 (現行どおり)

(現行どおり)

(削除)

(取締役会の決議の省略)

第23条 当会社は、会社法第370条の要件 を充たしたときは、取締役会の決議があったも のとみなす。

(削除)

(取締役会規程)

第24条 取締役会に関する事項は、法令また は定款のほか、取締役会において定める取締役

(報酬)

第23条 取締役の報酬は、株主総会の決議を もって定める。

(取締役の責任免除)

の規定により、取締役会の決議をもって、同条 | 第1項第5号の行為に関する取締役(取締役で あった者を含む。)の責任を法令の限度におい て免除することができる。

当会社は、商法第266条第19項の規定に より、社外取締役との間に、同条第1項第5号 | の行為による賠償責任を限定する契約を締結す| ることができる。ただし、当該契約にもとづく賠 償責任の限度額は、100万円以上であらかじ め定めた金額または法令が規定する額のいずれ か高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第25条 当会社の監査役は4名以内とする。

(監査役の選任)

第26条 当会社の監査役は、株主総会におい て総株主の議決権の3分の1以上を有する 株主が出席し、その議決権の過半数の決議によ <u>って</u>選任する。

(監査役の任期)

第27条 監査役の任期は、その就任後4年以 | 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に

会規程による。

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執 行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。)は、株主総会の 決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第24条 当会社は、商法第266条第12項 | 第26条 当会社は、会社法第426条第1項 の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。)の損害賠償責任 を、法令の限度において、取締役会の決議によ って免除することができる。

> 当会社は、会社法第427条第1項の規定に より、社外取締役との間に、任務を怠ったこと による損害賠償責任を限定する契約を締結する ことができる。ただし、当該契約にもとづく責 任の限度額は、100万円以上であらかじめ定 めた金額または法令が規定する額のいずれか高 い額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第27条 当会社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任)

第28条 当会社の監査役は、株主総会におい て議決権を行使することができる株主の議決権 の3分の1以上を有する株主が出席し、その議 決権の過半数の決議をもって選任する。

(監査役の任期)

内の最終の決算期に関する定時株主総会の |終了する事業年度のうち最終のものに関する定

終結の時に満了する。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選 任された監査役の任期は、退任した監査役の任「任された監査役の任期は、退任した監査役の任 期が満了すべき時までとする。

(常勤の監査役)

第28条 監査役は、互選により常勤の監査役 を定める。

(監査役会の招集手続)

第29条 (省略)

(新設)

(監査役会の決議の方法)

第30条 監査役会の決議は、法令に別段の定 めがある場合を除き、監査役の過半数をもって 決す<u>る。</u>

(監査役会の議事録)

第31条 監査役会の議事録には、議事の経過 の要領およびその結果を記載または記録し、 出席した監査役がこれに記名押印または電子署 名する。

監査役会の議事録は、決議の日から10年間 本店に備え置く。

(新設)

(報酬)

第32条 監査役の報酬は、株主総会の決議を|第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議 もって定める。

時株主総会の終結の時に満了する。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選 期が満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第30条 監査役会は、その決議によって常勤 の監査役を選定する。

(監査役会の招集手続)

第31条 (現行どおり)

監査役全員の同意があるときは、招集の手続 きを経ないで監査役会を開催することができ る。

(削除)

(削除)

(監査役会規程)

第32条 監査役会に関する事項は、法令また は定款のほか、監査役会において定める監査役 会規程による。

(監査役の報酬等)

によって定める。

(監査役の責任免除)

第33条 当会社は、商法第280条第1項の 規定により、取締役会の決議をもって、監査役 (監査役であった者を含む。)の責任を法令の 限度において免除することができる。

(新設)

第6章 計算

(営業年度および決算期日)

第34条 当会社の営業年度は、毎年4月1日 │ 第35条 当会社の事業年度は、毎年4月1日 から翌年3月31日までとし、各営業年度の末 | から翌年3月31日までの1年とする。 日を決算期とする。

(利益配当金)

第35条 利益配当金は、毎営業年度末日の最 | 第36条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 終の株主名簿に記載または記録された株主およ 3月31日とする。 び登録質権者ならびに同日の最終の端株原簿に 記載または記録された端株主に支払うものとす る。

(中間配当金)

第36条 当会社は、取締役会の決議により、 毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または 記録された株主および登録質権者ならびに同日 の最終の端株原簿に記載または記録された端株 | 会社法第454条第5項に定める剰余金の配当 <u>主</u>に対し<u>て商法第293条ノ5の規定による金</u> │を<u>行う</u>ことができる。 銭の分配(以下「中間配当金」という。)を支

(監査役の責任免除)

第34条 当会社は、会社法第426条第1項 の規定により、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。)の損害賠償責任 を<u>、</u>法令の限度において<u>、取</u>締役会の決議によ って免除することができる。

当会社は、会社法第427条第1項の規定に より、社外監査役との間に、任務を怠ったこと による損害賠償責任を限定する契約を締結する ことができる。ただし、当該契約にもとづく責 任の限度額は、100万円以上であらかじめ定 めた金額または法令が規定する額のいずれか高 い額とする。

第6章 計算

(事業年度)

(剰余金の配当の基準日)

(中間配当)

第37条 当会社は、取締役会の決議によって、 毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または 記録された株主または登録株式質権者に対し、

払うことができる。

(除斥期間)

払開始の日から満3年を経過してもなお受領さ│支払開始の日から満3年を経過してもなお受領 れないときは、当会社はその支払義務を免れる ものとする。

(新設)

(配当金の除斥期間)

第37条 利益配当金および中間配当金が、支 第38条 配当財産が金銭である場合は、その されないときは、当会社はその支払義務を免れ るものとする。

附 則

第1条 当会社の株主は、その端株と併せて1 株となるべき端株を当会社に対して売渡すこと を請求(以下「買増請求」という。)すること ができる。

買増請求をすることができる時期、請求の方 法等については、取締役会で定める株式取扱規 則に<u>よる。</u>

第2条 当会社は、端株につき名義書換代理人 を置く。

名義書換代理人およびその事務取扱所は、取 締役会の決議によって定め、これを公告する。 当会社の端株原簿の作成ならびに備え置きそ の他の端株原簿に関する事務は、これを名義書 換代理人に委託し、当会社においてはこれを取 り扱わない。

第3条 当会社の端株に関する取扱いならびに 手数料は、法令または定款のほか、取締役会の 定める株式取扱規則による。

第4条 本附則第1条から第4条は、当会社の 端株が存在しなくなったときをもって削除され <u>るものとする。</u>